

(様式2)

鳥取県営ライフル射撃場の委託業務に関する事業計画書

1 管理運営の基本的考え方

(1) ライフル射撃場の指定管理者を希望する理由

ライフル射撃競技は「銃砲刀剣類所持等取締法」によって規制される競技であり、第一義的にライフル射撃競技に知識を有する団体、個人によって管理されることが妥当と考えるところであり、鳥取県ライフル射撃協会が指定管理を希望するものである。

(2) 管理運営の方針

- 1 基本的には、鳥取県ライフル射撃協会会員（以下会員という）が主たる利用者となるものであり、会員の利用に対してはいつでも利用できる体制を執ることにしている。
- 2 会員以外で銃を所持している者については、所持期間の更新時に射撃証明書が必要であり、これの実施できるのは射撃場以外にないことから、申し出を受けたら射撃指導員のもとこれを実施することとしている。
- 3 収入の主なものは会員の会費と使用料であることから、青少年を中心とした新規選手の発掘と育成を通じ会員の確保と増加をはかることとする。
- 4 支出は利用者に価格意識を徹底し経費削減を図る。

(3) 他の施設管理の実績

なし

2 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

(1) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

射撃競技を希望する者に対して、知識の普及と実技（ビームライフル）の講習等を実施する。自動販売機の設置については、利用人数に限られることから、利益創出のめどが立たないため設置の予定はない。

(2) 利用者等の要望の把握及び対応方針

一般の利用者からの要望については、役員のところできりまとめ、要望の内容に沿った対応を指導員が主として対処する。

3 施設管理

(1) 施設設備の維持管理、衛生管理の考え方

射場内の設備については、管理者による常時点検と、会員及び利用者に対しても設備管理の意識を持つよう指導していく。また、射場内は雑草が多く茂るので、都度会員等による草刈り、清掃と害虫駆除などを実施して環境を整備する。

異常気象時には点検をし、被災の有無を確認する。被災ある場合は、県へ速やかに報告する。健康増進法改正に伴う受動喫煙防止対策について、屋内禁煙及び敷地内の一部禁煙を実施し、望まない受動喫煙の防止を図る。

(2) 外部委託の考え方

射撃スポーツという特殊性から、射撃場の管理を全面的に外部委託するということは考慮していない。ただ管理棟の警備については、警備会社による機械警備を今後とも継続していきたい。

4 料金設定

(1) 開館時間の考え方と設定内容

休館日を除き午前9時より午後8時まで

(2) 休館日の考え方と設定内容

毎週月曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

(3) 利用料金の考え方と設定内容

下記のとおりとする

区分	利用方法・利用時間	金額
スモールボア・ライフル射撃場	専用利用 1時間につき	2,800円
	一般利用 1人1時間につき	130円
エア・ライフル射撃場 ビーム・ライフル射撃場	専用利用 1時間につき	1,390円
	一般利用 1人1時間につき	70円

(4) 利用料金の減免に対する考え方と設定内容

使用料の減免については、次に定めるところによる。

- (1) 障害者及びその介護者が一般利用するとき。（鳥取県ライフル射撃協会（以下「協会」という）の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る）
減免率 10/10
- (2) 生徒または学生が利用（専用利用するに当たっては、利用日6日前から利用日までの間における申し込みの者に限る）をするとき。（協会の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る）
減免率 10/10
- (3) 70歳以上の者が一般利用するとき。（協会の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る）
減免率 10/10
- (4) 要介護者及びその介護者が一般利用するとき。（協会の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る）
減免率 10/10
- (5) 難病患者及びその介護者が一般利用するとき。（協会の会員または協会が適当と認める者の立会のもとで利用するときに限る）
減免率 10/10

5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

管理棟には、警備会社による機械警備システムを導入し、無断進入、盗難、火災の監視を行っているのをこれを継続する。

退場時には管理者のもとで、火の元の点検、施錠等のチェックを実施する。

施設利用時は、利用者に危害予防を徹底させる。

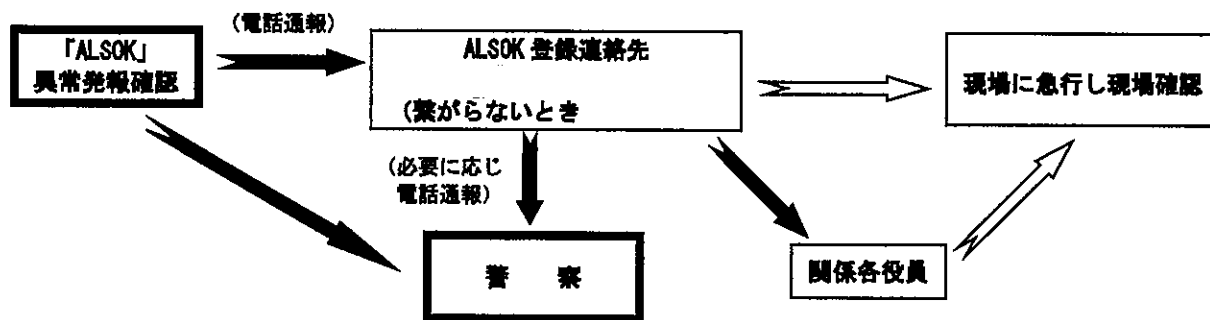
(2) 緊急時の体制・対応

緊急時連絡網を作成し、これに基づき役員、会員への連絡を行い集合の上対応する。
 具体的な確認方法は次のとおり。


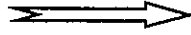
①無人の場合

総合警備保障株式会社 (ALSOK) による機械警備を実施し、異常時には射場管理担当役員に電話連絡するとともに、必要に応じて警察に通報する。

連絡体制



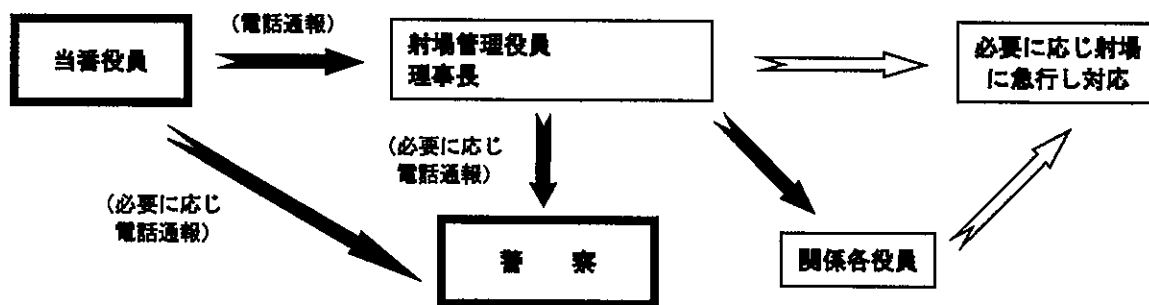
※凡例

 <<== 電話通報
 <<== 人員移動


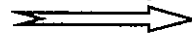
②有人の場合

当番役員から射場管理役員に連絡し、対応策を検討する。

対応フロー図



※凡例

 <<== 電話通報
 <<== 人員移動

(3) ライフル射撃の普及振興に係る事業

- 1 希望者に対し、随時ビームライフル体験会を実施する。料金は無料とする。
- 2 各種イベント等において、ビームライフル体験記録会を実施し、競技の紹介を行う。料金は無料とする。

8 組織及び職員の配置等

(1) 管理運営の組織

別紙

(2) 人材育成

役員については、ベテラン協会員がその役職を担当しているが、現状は協会員ほぼ固定化しているので、数年前から若い会員の加入を推進しており、現会員の半数以上が小・中・高校生等ジュニア会員である。今後も新規会員の増加促進に努力するとともに、現会員のジュニアの定着と育成を進める考えである。

(3) 各構成団体の役割、経費に関する責任分担等に関する事項

該当なし

(4) 職員等の配置

協会役員を交代で土日の概ね午前9時から午後3時の間配置する。大会イベント等が実施される際も当番の配置を行い、安全確認など巡視を行う。

火曜日～金曜日については、原則事前予約制とし、予約があった場合に当番役員を派遣し管理する。

9 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

該当なし

10 委託、工事の発注予定

射撃場管理棟について警備会社に管理委託。工事の発注予定なし。

11 法人等の社会的責任の遂行状況

(1) 障がい者雇用

常用労働者が45.5人未満の事業者であり、障害者を雇用していない。

(2) 男女共同参画推進企業の認定

男女共同参画推進企業に認定されていない。

(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度(TEAS)I種又はII種規格証等

認証登録されていない。

(4) 家庭教育推進協力企業としての協定締結

家庭教育推進協力企業として鳥取県教育委員会と協定を締結していない。

- (5) あいサポート企業等の認定
あいサポート企業等に認定されていない。

12 その他計画等

(1) 管理業務の移行計画

継続業務のため、必要なし。

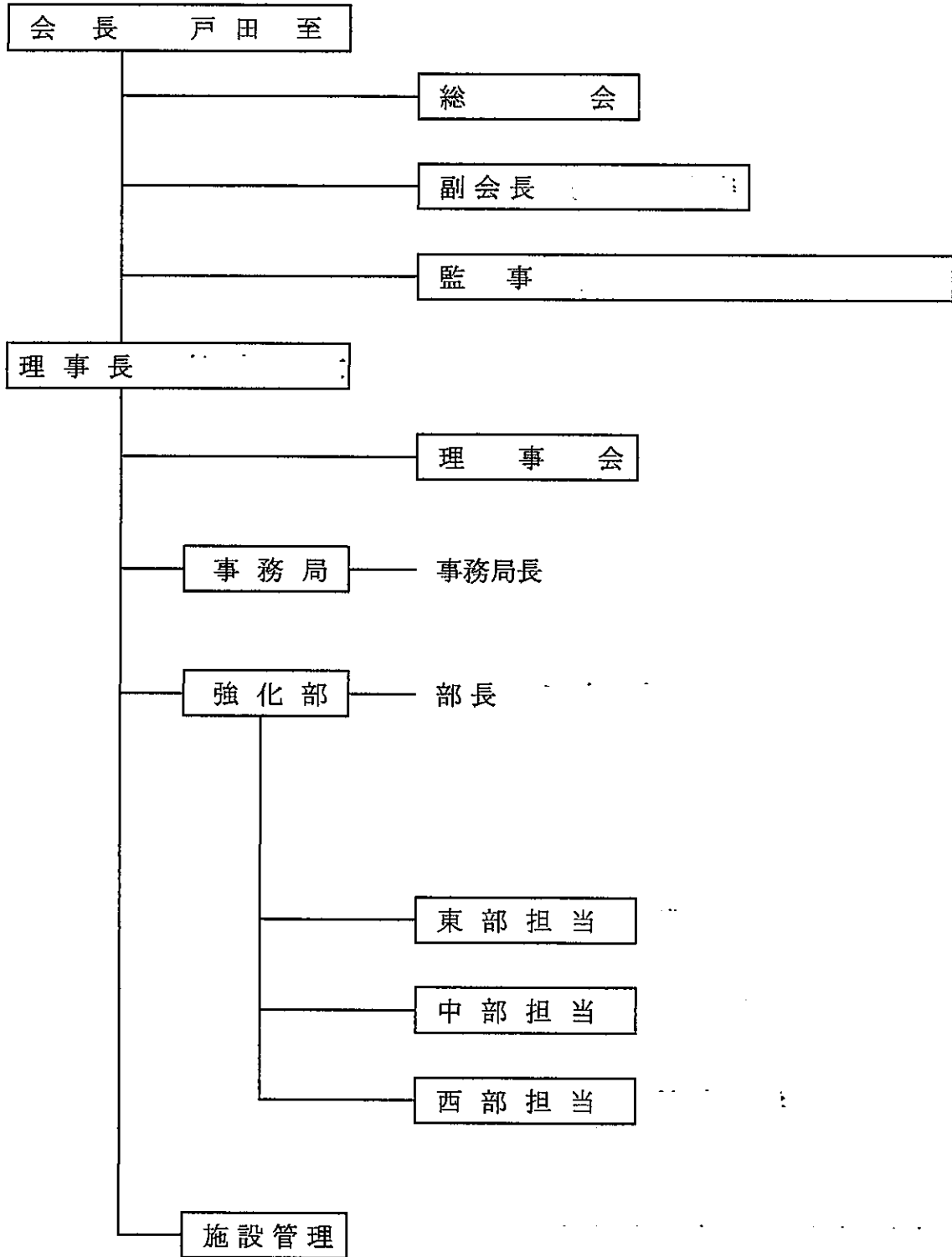
(2) その他

銃器保管の依頼があれば下記の保管料を徴収して受託する。特に銃砲刀剣類所持等取締法により自宅保管ができない年少者（生徒）の場合は優先的に受け入れる。

銃器（猟銃（ライフル銃）・空気銃・空気けん銃）保管料 (1丁当たり、円)				
区分 期間単位	一般	学生	生徒	備考
1年	8,000	4,000	0	
1月	1,000	500	0	
1日	500	300	0	

※ ライフル銃は、小口径ライフル銃に限る。

管理運営の組織図



(様式3-1)

令和 8年度鳥取県営ライフル射撃場の委託業務に関する収支計画書

法人等の名称(鳥取県ライフル射撃協会)

(単位:千円)

		内訳	金額	
収入項目	利用料金収入	射撃場使用料	100	
	その他の収入	銃器保管料 技能講習、教習射撃、使用実績証明	20	
収入合計(A)			120	
支出項目	人件費(常勤職員)			
	人件費(非常勤職員)		595	
	施設維持管理費	消耗品	55	530
		事務費	44	
		通信運搬費	70	
		手数料(トイレ汲み取り)	20	
		管理棟警備委託費	236	
射撃場清掃整備費		80		
光熱水費	食糧費(射場整備ボランティア配布)	25	105	
	光熱水道費	90		
	燃料費	15		
修繕費	修繕費	75	75	
その他の経費	保険、負担金、振込手数料	14	14	
支出合計(B)			1,319	
県からの委託料		支出合計(B)－収入合計(A)	1,199	

(注1) 支出合計(B)－収入合計(A)を県からの委託料とするため、収入項目には県からの委託料を含めないこと。

(注2) 各年度ごとの事業に合わせて、収支計画書を作成すること。

(注3) 事業費については、維持管理業務以外に何らかの事業を行う場合に記載すること。

(注4) 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。

(注5) 「内訳」欄には、各項目に、適宜小項目を設け、当該小項目ごとの金額を記載すること。